

# 第97回 定時株主総会 招集ご通知

○ **開催日時**

2021年6月25日（金）午後3時30分

○ **開催場所**

東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館  
別館2階 講堂

○ **決議事項**

**第1号議案**

剰余金の処分の件

**第2号議案**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
6名選任の件

**第3号議案**

監査等委員である取締役3名選任の件

**第4号議案**

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



**開催時間が前年と異なりますので  
お間違えのないようご注意ください。**

ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただいております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ



代表取締役会長（CEO）  
伊藤 薫

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、現在、新型コロナウイルス感染症は依然として世界中で猛威を振るっておりますが、その対応に当たっておられる医療関係者及び感染拡大防止に日々ご尽力されている方々に対し改めて心より感謝申し上げます。

この一年間は、まさに世界中が新型コロナウイルスに翻弄され、特に市民生活には多大な制約が加わってまいりましたが、当社グループの生産活動にも大きなマイナスの影響がございました。この生産減少に対応し、当社は徹底したコスト削減と業務効率化を実施し、損益分岐点の引下げに注力してまいりました。幸い昨年度後半からは生産も回復し業績も持ち直しの基調にありますが、依然として先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。今後の環境変化に引き続き機動的に対応していくと共に、同時に進展している自動車業界の大変革期を捉えて、新製品開発を軸とした事業の拡大を進めてまいります。

株主の皆様には、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## リケングループ経営理念

- ・ 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・ 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・ 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・ 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## 目次

第97回定時株主総会招集ご通知 ……	1	(添付書類)	
株主総会参考書類 ……………	5	事業報告 ……………	19
		連結計算書類 ……………	39
		計算書類 ……………	41
		監査報告 ……………	43

(証券コード 6462)

2021年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

# 株式会社リケン

代表取締役会長（CEO）伊 藤 薫

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な感染防止策を実施のうえ、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては健康状態にかかわらず、極力、ご出席をお控えいただき、書面(郵送)又はインターネット等によって議決権を行使いただきますよう、強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに書面(郵送)もしくは4頁の議決権行使の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午後3時30分
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 別館2階 講堂
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 議決権のご行使についてのご案内

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
1. 会場における感染拡大防止対策の概要は当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に記載しておりますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。
  4. ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただいております。何卒ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年6月25日(金曜日) 午後3時30分

**場所** 東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館 別館2階 講堂

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

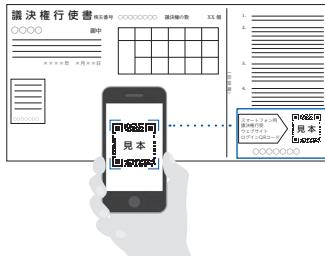
- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

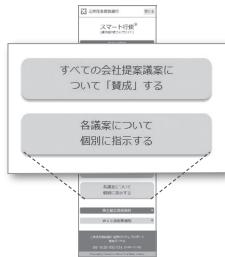
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

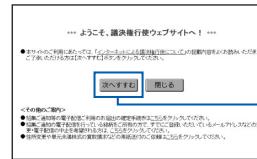
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

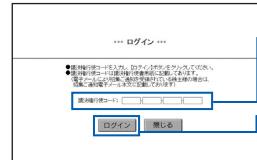
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、及び当期の業績と今後の経営環境並びに事業展開等を勘案して実施することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当は1株につき55円といたしたいと存じます。

なお、さきに中間配当として、1株につき35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき90円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円

配当総額 547,986,670円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1. 伊藤 薫 (1953年4月9日生)

いとう  
伊藤

かおる  
薫

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2005年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
- 2008年3月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長
- 2012年5月 当社顧問
- 2012年6月 当社常務取締役
- 2013年6月 当社専務取締役経営戦略委員会委員長
- 2015年6月 当社代表取締役社長兼COO
- 2018年4月 当社代表取締役社長兼CEO兼COO
- 2020年4月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）

#### 【取締役候補者とした理由】

CEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）として経営を牽引し、成果を上げてまいりました。これまでの幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する  
当社の株式数 17,500株

当期における  
取締役会への  
出席状況 19/19  
(100%)

## 2. 前川 泰則 (1958年2月27日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社  
 2004年2月 当社営業本部名古屋営業部長  
 2010年6月 当社取締役海外委員会委員長  
 2013年5月 当社取締役  
 2015年6月 当社常務取締役  
 2016年5月 当社取締役常務執行役員  
 2019年4月 当社取締役専務執行役員  
 2019年6月 当社代表取締役専務執行役員  
 2020年4月 当社代表取締役社長兼COO（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業に従事し、当社のグローバル事業拡大に貢献しており、2020年からはCOOとして新中期経営計画の策定を始めとした経営課題に対し、着実に取り組んでおります。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する  
当社の株式数 12,100株

当期における  
取締役会への  
出席状況 19/19  
(100%)

## 3. 渡辺 孝栄 (1958年11月19日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社  
 2014年10月 当社品質保証部長  
 2017年4月 当社執行役員ピストンリング事業第二部長  
 2020年4月 当社常務執行役員技術統括部長  
 2021年4月 当社常務執行役員技術統括本部長（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の主力製品であるピストンリングの製造部門、品質保証部門、技術管理部門を牽引し、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

所有する  
当社の株式数 5,800株

## 4. おお かし 大 橋

たかし  
尚 (1958年9月7日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月 当社入社  
2008年6月 当社業務改革部長  
2011年11月 当社生産管理部長  
2017年11月 当社情報システム部長  
2018年4月 当社執行役員情報システム部長  
2018年6月 当社執行役員リング生産技術部長  
2020年4月 当社常務執行役員（現任）

所有する  
当社の株式数

7,500株

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり生産管理、情報システム、生産技術部門を牽引し、当社の収益力向上の基盤となる管理体制の強化に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

## 5. ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)

再任

社外  
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 日本銀行入行
- 1999年5月 日本銀行国際局長
- 2002年6月 日本銀行理事
- 2006年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長
- 2015年5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長
- 2015年6月 当社社外取締役（現任）
- 2016年6月 株式会社NTTデータ社外取締役（現任）
- 2017年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長（現任）
- 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長（2021年3月退任）

所有する  
当社の株式数 0株

当期における  
取締役会への  
出席状況 19/19  
(100%)

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。

## 6. 田 辺 孝 二 (1952年2月1日生)

再 任

社外  
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1975年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
- 2002年7月 経済産業省調査統計部長
- 2005年4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
- 2012年2月 日本アジアグループ株式会社取締役（現任）
- 2017年4月 東京工業大学名誉教授  
同大学環境・社会理工学院特任教授（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年1月 イントロン・スペース株式会社取締役（現任）

所有する  
当社の株式数

0株

当期における  
取締役会への  
出席状況

19/19  
(100%)

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたり経済産業省に勤務したのち東京工業大学教授として務めており、特にイノベーションマネジメントにおける高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁）の要件を満たしております。
3. 当社は、平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
- 各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2022年2月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

くにもと                      あきら  
**1. 国元 晃** (1955年10月17日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980年4月 当社入社  
 2007年6月 当社取締役アライドリング社取締役社長  
 2009年10月 当社取締役リング技術開発部長  
 2010年10月 当社取締役技術管理部長  
 2016年6月 当社執行役員技術委員会委員長兼技術管理部長  
 2019年4月 当社参与  
 2019年6月 当社監査等委員である取締役（現任）

所有する  
当社の株式数 5,700株

当期における  
監査等委員会  
への出席状況 13/13  
(100%)

当期における  
取締役会への  
出席状況 19/19  
(100%)

**【監査等委員である取締役候補者とした理由】**

長年にわたり技術管理部門を牽引し、当社の研究開発・設備投資の管理と、技術開発体制の構築に貢献してまいりました。また、海外グループ会社経営の実績もあり、その高度な専門的知識と経験を当社の監査に活かしたく、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

2. <sup>いわむら</sup>岩 <sup>しゅうじ</sup>村 修 二 (1949年9月16日生)

再 任

社外  
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 検事任官  
 2010年6月 仙台高等検察庁検事長  
 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長  
 2012年7月 退官  
 2012年10月 弁護士登録  
 長島・大野・常松法律事務所顧問  
 2013年6月 当社社外監査役  
 2015年3月 キヤノン電子株式会社社外監査役（現任）  
 2015年6月 株式会社北海道銀行社外監査役（現任）  
 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員（現任）  
 2018年6月 林兼産業株式会社社外取締役（現任）  
 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）  
 2020年1月 東京フレックス法律事務所所属弁護士  
 2021年4月 T&K法律事務所所属弁護士（現任）

所有する  
当社の株式数 0株

当期における  
監査等委員会  
への出席状況 13/13  
(100%)

当期における  
取締役会への  
出席状況 18/19  
(94.7%)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、検事や弁護士としての経験と知識、他社の監査役の経験も有することから、これを当社の監査に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。加えて、同氏は過去6年間、当社の社外監査役であったことがあります。

## 3. 本 多

ほん だ

おさむ

修 (1958年3月4日生)

新任

社外  
独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 株式会社日本興業銀行入行  
 2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員  
 経営企画グループ人事部長  
 2011年6月 日本証券代行株式会社取締役副社長  
 2012年6月 日本電子計算株式会社取締役  
 2015年6月 株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員  
 2017年6月 株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役  
 2019年6月 株式会社ニッチツ代表取締役副社長  
 (2021年6月退任予定)  
 2021年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役(就任予定)

所有する  
当社の株式数

0株

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

金融機関における長年の経験から、財務等に関する豊富な経験と高度な専門的知識、他社の経営の経験も有することから、これを当社の監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

また、同氏の選任が承認された場合は、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩村修二氏及び本多修氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(17頁)の要件を満たしております。
3. 本多修氏は、2002年3月まで株式会社みずほ銀行、2011年6月までみずほ証券株式会社の業務執行者でありました。当社と2社は取引がありますが、取引額は当社及び2社それぞれの連結売上高の1%未満であり、株式会社みずほ銀行からの借入れ額は当社の連結資産の2%を超えておりません。また、株式会社みずほ銀行は当社の株主ですが、その保有株式は全体の10%未満です。いずれも当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(17頁)の要件を満たし、監査等委員である社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 当社は、岩村修二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、本多修氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。

5. 国元晃氏及び岩村修二氏の両氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本多修氏の選任が承認された場合には、同氏と当社は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。  
各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は2022年2月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

もり  
森

かずひろ

和 廣 (1946年10月7日生)

社 外

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1969年4月 株式会社日立製作所入社  
 2003年6月 株式会社日立製作所執行役  
 2007年1月 株式会社日立製作所代表執行役、執行役副社長  
 2010年6月 日立キャピタル株式会社取締役会長、社外取締役  
 2013年6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ取締役会長、社外取締役  
 2014年6月 いすゞ自動車株式会社社外取締役  
 2018年6月 株式会社リコー社外取締役（現任）  
 2018年12月 学校法人東洋大学理事（現任）

所有する  
当社の株式数

0株

**【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

グローバル企業における豊富な経験と幅広い識見を有することから、これを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森和廣氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は2016年6月24日開催の第92回定時株主総会より同氏を補欠の社外監査役として、2019年6月21日開催の第95回定時株主総会より同氏を補欠の監査等委員である社外取締役として選任しております。

3. 森和廣氏は2013年3月まで株式会社日立製作所の業務執行者、2018年6月までいすゞ自動車株式会社の社外取締役であり、現在は株式会社リコーの社外取締役であります。当社と、株式会社日立製作所、いすゞ自動車株式会社、株式会社リコーの3社とはそれぞれ製品の販売等の取引がありますが、取引額は当社及び3社それぞれの連結売上高の1%未満と僅少です。また、株式会社日立製作所のグループに属している日立金属商事株式会社は当社の株主ですが、その保有株式は全体の10%未満です。

いずれも当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁）の要件を満たし、監査等委員である社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

4. 森和廣氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏と当社は会社法第427条第1項に基づき、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。

森和廣氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## (ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は経営の客観性・透明性を確保するために、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される者を、独立性を有する社外取締役として選任します。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主） またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
  - ① 当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者
  - ② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者
  - ③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その実質借入金残高（預金相殺後）が当社直近3事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える者
4. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから多額の寄付（直近事業年度において年間1千万円を超える場合をいう）を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8. 上記2から7のいずれかに過去5年間に於いて該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社における社外役員在任期間が通算で10年を超える者
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が、  
個人の場合：直近事業3年度において平均して年間1千万円を超えるもの  
団体の場合：直近3事業年度において平均して当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2%を超えるもの

## （ご参考）本総会終結後の役員一覧

本総会の第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本総会終結後の当社役員は以下の通りとなります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤 薫	取締役会議長、CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	前川 泰則	COO（最高執行責任者）、経営管理本部長、営業本部長、デジタル変革（DX）推進部長
取締役	渡辺 孝栄	常務執行役員、CTO（最高技術責任者）、技術統括本部長、品質保証担当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当
取締役	大橋 尚	常務執行役員、情報（IT）担当、グローバル調達担当、樹脂製品事業担当、キャストینگ事業担当、船用・産業用事業担当、カムシャフト事業担当、柏崎事業所長
社外取締役	平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社N T T データ社外取締役
社外取締役	田辺 孝二	日本アジアグループ株式会社取締役 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取締役 （常勤監査等委員）	国元 晃	
社外取締役 （監査等委員）	岩村 修二	キャノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 林兼産業株式会社社外取締役 T&K法律事務所所属弁護士
社外取締役 （監査等委員）	本多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

※ 渡辺孝栄は2021年6月25日付でCTO（最高技術責任者）に就任します。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

2020年度は年度初から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、全世界で経済活動に大きな影響を与えました。

当連結会計年度における世界経済は、欧米は第3四半期以降は回復が見られましたが、第2四半期の大幅減をカバーしきれず、通期では前年度比マイナス成長となりました。中国は新型コロナウイルス感染症の抑え込みが功を奏し、2020年度のGDPは前年比+2.3%となり、プラス成長を維持しました。

わが国経済は、第2四半期、第3四半期は回復が見られましたが、第4四半期は再びマイナス成長となり、通期では前年度比4.6%減とリーマンショック時を上回るマイナスとなりました。

当社グループと関連の深い自動車産業の通期(日本、インドは4月～3月、それ以外は1月～12月)の世界合計の生産台数は前年同期比約15%の減少となり、日本も約16%の減少となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、上期の大幅落ち込み後、下期は国内外ともに回復し、年度合計では69,720百万円(前期比17.5%減)となりました。利益面では、販売減が大きく影響するなか経費削減をはじめ様々な合理化策を推進したことで下期は損益が改善し、営業利益2,728百万円(前期比47.9%減)、経常利益4,323百万円(前期比27.5%減)と通期では黒字を確保しましたが、前年比では減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、希望退職者募集に伴う費用などを事業構造改革費用として特別損失に計上したこと等により1,880百万円(前期比46.5%減)となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は3,664百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ P.T.パカルティリケンインドネシア

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ P.T.パカルティリケンインドネシア

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 理研自動車配件

機械加工・表面処理設備の新・増設（自動車・産業機械部品事業）

### ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・ 旧社宅地の売却

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

2021年度の世界経済は、世界的なコロナショックから回復を促すための各国積極財政支援、ワクチン接種促進等が奏効し、2020年度の大きな落ち込みから回復に向かう見通しです。一方で、ウイルス変異株流行への懸念は未だ世界中で払拭されておらず、また、中長期的な事業環境につきましても、各国の通商政策における保護主義の台頭や欧州における不透明な政治情勢など政治・経済両面で様々な懸念事項が指摘されている状況にあります。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど「100年に一度の大変革期」と言われるなかで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による「社会の変容」が一気にスピードを増し、大きな質的变化を伴いながらグローバル市場が拡大していくものと予想しております。

電気自動車等環境対応車が増加し、自動車の動力の多様化が進む中で、当社は内燃機関搭載車のピークアウト時期を2030年代前半頃と想定しており、斯かるピークアウトを乗り越え社業を発展させていくために「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代新事業の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」につきましては、ピストンリング等の既存エンジン部品の勝ち残りを目指すとともに、非自動車関連の既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、ビジネスと利益の拡大、経営資源のシフト、最適生産体制の構築をキーワードに国内外の投資を効率化します。その後2030年代前半までは、日本国内・海外ともに、増産投資は厳しくコントロールし、合理化投資及び省力化投資を推進していく方針としております。

「危機に対応した経営基盤再構築」につきましては、昨年度に実施した希望退職募集などを通じて改革した事業構造をより一層強化し、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え一層の体質改善を図る目的で、操業体制見直しや合理化・生産性の一層の向上に加え、聖域のない選択と集中など従来より踏み込んだ労務費・経費等固定費削減を継続し、また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革も進めてまいります。

「非内燃機関の次世代新事業の拡大」につきましては、当社と同じ自動車部品製造企業に限らず他社との提携・共同開発を推進しオープンイノベーションを追求することにより、主に次世代自動車に対応した新製品開発及び非自動車新事業の創出を一層スピードアップしてまいります。

更に、脱炭素化を目指して努力する我が国産業界の中にあつて、当社も設備更新等を通じた製造過程に於ける二酸化炭素排出削減や、製品寿命期間に排出する二酸化炭素量を圧縮するための製品性能向上を目指し、不断の努力を続けて参ります。

こうした諸施策を進めていくことにより、当社の競争力を強化し、またSDGsやカーボン・ニュートラルへの対応を図ることで、当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	87,583	90,366	84,530	69,720
経常利益 (百万円)	8,379	7,860	5,964	4,323
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,386	4,979	3,517	1,880
1株当たり当期純利益 (円)	446.11	505.32	355.26	189.05
総資産額 (百万円)	112,266	110,054	107,920	110,544
純資産額 (百万円)	77,328	77,253	75,905	80,142
1株当たり純資産額 (円)	7,323.39	7,250.22	7,059.13	7,507.92

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	60,775	61,103	53,414	46,099
経常利益 (百万円)	3,584	4,075	2,623	2,012
当期純利益 (百万円)	1,739	3,138	2,293	1,030
1株当たり当期純利益 (円)	176.97	318.50	231.63	103.58
総資産額 (百万円)	72,227	70,822	68,820	69,314
純資産額 (百万円)	42,286	43,250	42,616	44,627
1株当たり純資産額 (円)	4,272.46	4,355.82	4,280.02	4,487.84

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	直接 40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	直接 60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	間接 100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	間接 100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	直接 100.0%	当社製品の欧州地区の販売

## ③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社6社を含む当連結会計年度の売上高は69,720百万円（前期比17.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,880百万円（前期比46.5%減）となりました。

**(7) 主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内及び海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業……………ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等

その他……………鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

(8) **主要な営業所及び工場** (2021年3月31日現在)

(国内営業拠点)

当社本社 (東京都千代田区)、当社札幌営業所 (北海道札幌市)、当社仙台営業所 (宮城県仙台市)、当社神奈川営業部 (神奈川県厚木市)、当社浜松営業部 (静岡県浜松市)、当社名古屋営業部 (愛知県名古屋市)、当社大阪営業部 (大阪府大阪市)、当社広島営業部 (広島県広島市)、当社福岡営業所 (福岡県福岡市)、理研商事(株) (東京都千代田区)

(国内生産拠点)

当社柏崎事業所 (新潟県柏崎市)、当社熊谷事業所 (埼玉県熊谷市)、(株)リケンキャストック (新潟県柏崎市)、理研機械(株) (新潟県柏崎市)、日本メッキ工業(株) (新潟県柏崎市)、柏崎ピストンリング(株) (新潟県柏崎市)、(株)リケンE P (新潟県柏崎市)、(株)リケン環境システム (埼玉県熊谷市)、(株)リケンヒートテクノ (埼玉県熊谷市)、(株)リケンブラザー精密工業 (愛知県知立市)

(海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社 (アメリカ)、ユーロリケン社 (ドイツ)、PT.リケンオブアジア (インドネシア)、リケンセールスアンドトレーディング (タイ) 社 (タイ)

(海外生産拠点)

P.T.パカルティリケンインドネシア (インドネシア)、理研汽车配件 (武漢) 有限公司 (中国)、理研密封件 (武漢) 有限公司 (中国)、リケンメキシコ社 (メキシコ)、台湾理研工業股份有限公司 (台湾)、サイアムリケン社 (タイ)、シュリラムピストンアンドリング社 (インド)、廈門理研工業有限公司 (中国)、南京理研動力系統零部件有限公司 (中国)

## (9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
4,358 名	減 133 名

## ② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,260 名	減 166 名	41.2 歳	17.3 年

## (10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四北越銀行	1,250

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,648,466株 (自己株式数685,072株を含む。)
- (3) 株主数 9,442名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 647	% 6.50
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	4.88
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.31
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	385	3.87
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	320	3.21
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	261	2.63
日 立 金 属 商 事 株 式 会 社	256	2.57
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255	2.56
リ ケ ン 柏 崎 持 株 会	207	2.09
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	190	1.91

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

2020年7月31日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記の通り決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	15,500株	3名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤 薫	CEO
代表取締役社長	前川 泰則	COO
取締役	ドナルド E. マクナルティ	リケンオブアメリカ社取締役会長
取締役	早坂 茂昌	常務執行役員、精機部品事業担当、配管機器事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、神奈川営業担当、熊谷事業所総括
社外取締役	平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長
社外取締役	田辺 孝二	日本アジアグループ株式会社取締役 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 島崎電機株式会社監査役 イントロン・スペース株式会社取締役
社外取締役 (常勤監査等委員)	広井 秀美	
取締役 (常勤監査等委員)	国元 晃	
社外取締役 (監査等委員)	岩村 修二	キヤノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 林兼産業株式会社社外取締役 東京フレックス法律事務所所属弁護士

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。  
平野 英治  
田辺 孝二
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。  
広井 秀美  
岩村 修二
- ※ 3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 4. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. 年金積立金管理運用独立行政法人と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. 日本アジアグループ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. 島崎電機株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. イントロン・スペース株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 13. 東京フレックス法律事業所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 14. 当社と社外取締役平野英治、田辺孝二、社外取締役（監査等委員）広井秀美、岩村修二及び取締役（監査等委員）国元晃は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※ 15. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※ 16. 当社は、平野英治氏、田辺孝二氏、広井秀美氏及び岩村修二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬に関して、2019年6月21日開催の株主総会において以下の決議がなされております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は3名です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。） 「年額400百万円以内（役員賞与を含む）」
- ・監査等委員である取締役 「年額60百万円以内」
- ・株式報酬（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） 「年額100百万円以内」

定款にて、取締役は（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。2021年3月31日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、監査等委員である取締役は3名です。

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬制度においては、各役位に対して総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という。）を定め、報酬額の各水準については、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証を行う。

基準総報酬額は、固定報酬と業績連動報酬である現金賞与と株式報酬により構成する。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給とする。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬（現金）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、月例で支給する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績連動報酬である現金賞与は、中期経営計画および単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標とする「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め定めた基準額に乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

<短期業績連動報酬支給額の算定式>

・現金賞与 = 現金賞与基準報酬額 × 会社業績評価係数 × 個人業績評価係数

非金銭報酬等として、株主との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的として、業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬（譲渡制限付株式）を導入し、株式報酬（譲渡制限付株式）は、「譲渡制限期間」の異なる以下2種類を設定する。

①譲渡制限付株式Ⅰ型：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

②譲渡制限付株式Ⅱ型：30年間

株式報酬（譲渡制限付株式）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、毎年、一定の時期に支給する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

種類別報酬額比率は以下の通りとする。

役員区分	役員報酬の構成比				合計
	金銭報酬		株式報酬		
	固定報酬	短期業績連動		長期業績連動	
		賞与	株式Ⅰ	株式Ⅱ	
取締役	62%	13%	11%	14%	100%

(注) 1：社外取締役および監査等委員である取締役ならびに外国籍の取締役は除く。

(注) 2：この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり当社の業績および株価の変動等に応じて上記割合も変動する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の役員報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

## ②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

## ③当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	193	129	18	-	45	8
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(-)	(2)
取締役 (監査等委員)	42	42	-	-	-	3
(うち社外取締役)	(24)	(24)	(-)	(-)	(-)	(2)
合計	235	171	18	-	45	11
(うち社外取締役)	(36)	(36)	(-)	(-)	(-)	(4)

当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれております。  
・2021年6月支給予定の役員賞与

取締役18百万円 (うち社外一百万円)

なお、2020年6月支給の役員賞与について、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい事業環境への対応の一環として、一部を2020年11月と12月の2回に分けて、自主返納いたしました。

会長・社長…30%、常務執行役員・執行役員…20%

当社役員報酬制度において、取締役報酬は、固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) としての現金賞与と株式報酬 (譲渡制限付株式) で構成されます。各役位に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、各役位に対する総報酬の基準額をベースに予め基準額として定めております。

基準賞与額をベースに算定すると、固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6:4となります。

株式報酬（譲渡制限付株式）は、現在譲渡制限期間を2年間とする株式Ⅰ型、および譲渡制限期間を30年間とする株式Ⅱ型の、「譲渡制限期間」が異なる2種類を設定しております。株式Ⅰ型は短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で、また株式Ⅱ型は実際には当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するもので長期の業績連動報酬としての目的で、年1回支給しております。

現金賞与については、「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を各役位の基準賞与額に乘じることにより決定されます。「会社業績評価」は、中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標として、重大な事故・不祥事・特別損失等が発生した場合は、事態の重大性を勘案して基準賞与額を調整します。また「個人業績評価」は、重要三課題、定量目標、定性評価項目の達成度を基準に、経営への貢献度を5段階評価でCEOが総合評価を行います。連結経常利益額目標値を評価指標として選択した理由は、臨時的かつ一過性の損益項目である特別損益を除外した経常利益が、会社の実力を示す指標として適切と判断したためです。

2020年度の中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値は夫々1,000百万円と2,900百万円に対して、連結経常利益額実績は4,323百万円となり目標値を超えました。しかし、単年度経営計画において前年度実績値を下回る場合は増額しないこと、併せて特別損失を計上したことから、「会社業績評価」の評価係数は△16%となりました。

### (3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度の開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

田辺取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経済産業省、東京工業大学等における豊富な経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

広井取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営と監査役の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

岩村取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。検事や弁護士としての豊富な経験と識見、他社の監査役の経験等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 54百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額        | 4百万円  |
| ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の<br>合計額 | 58百万円 |

(注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

## <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は2019年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることとしています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2019年5月21日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2019年6月21日開催の第95回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとる場合があります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業績執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2022年6月に開催される当社第98回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.riken.co.jp/>) をご参照ください。

#### (4) **上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

## **6. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、新製品・新技術の開発、グローバル事業戦略に沿った海外生産拠点の能力増強、生産効率化の推進、既存事業の競争力強化など企業価値向上に効率的に活用してまいります。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>48,766</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,546</b>
現金及び預金	12,612	支払手形及び買掛金	9,608
受取手形及び売掛金	20,396	1年内返済予定の長期借入金	7,000
商品及び製品	8,667	未払法人税等	562
仕掛品	3,595	賞与引当金	1,588
原材料及び貯蔵品	2,398	その他	5,786
その他	1,135	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,855</b>
貸倒引当金	△38	長期借入金	3,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>61,778</b>	退職給付に係る負債	1,498
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>28,674</b>	製品保証引当金	302
建物及び構築物	10,770	環境対策引当金	12
機械装置及び運搬具	12,152	その他	1,042
土地	2,634	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,402</b>
建設仮勘定	1,885	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,231	<b>株 主 資 本</b>	<b>74,030</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,014</b>	資本金	8,573
リース資産	2,461	資本剰余金	7,119
その他	552	利益剰余金	61,411
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,089</b>	自己株式	△3,074
投資有価証券	21,954	その他の包括利益累計額	<b>774</b>
繰延税金資産	1,297	その他有価証券評価差額金	501
退職給付に係る資産	5,766	繰延ヘッジ損益	△12
保険積立金	58	為替換算調整勘定	△2,066
その他	1,043	退職給付に係る調整累計額	2,351
貸倒引当金	△30	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>120</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>110,544</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>5,217</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>80,142</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>110,544</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		69,720
売上原価		55,174
売上総利益		14,545
販売費及び一般管理費		11,817
営業利益		2,728
営業外収益		
受取利息及び配当金	337	
持分法による投資利益	666	
為替差益	22	
生命保険配当金	161	
受取補償金	185	
助成金の収入	446	
その他	191	2,012
営業外費用		
支払利息	105	
固定資産処分損	93	
その他	217	416
経常利益		4,323
特別利益		
固定資産売却益	413	
投資有価証券売却益	9	422
特別損失		
事業構造改革費用	659	
固定資産除却損	89	
工場休止損失	91	
減損損失	421	
投資有価証券売却損	64	1,326
税金等調整前当期純利益		3,420
法人税、住民税及び事業税	1,142	
法人税等調整額	522	1,665
当期純利益		1,755
非支配株主に帰属する当期純損失		125
親会社株主に帰属する当期純利益		1,880

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>28,519</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,917</b>
現金及び預金	4,591	支払手形	24
受取手形	2,193	買掛金	6,621
売掛金	14,008	1年内返済予定の長期借入金	7,000
商品及び製品	3,619	リース債	224
原材料及び貯蔵品	951	未払金	1,622
仕掛品	1,797	未払費用	1,466
前払費用	190	未払法人税等	65
関係会社短期貸付金	431	預り金	2,567
未収還付法人税	163	与引当金	897
その他の金	733	設備関係支払手形	101
貸倒引当金	△162	その他	326
<b>固定資産</b>	<b>40,794</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,769</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,741</b>	長期借入金	3,000
建物	6,510	リース債	107
構築物	481	環境対策引当金	12
機械及び装置	4,638	その他	648
車両運搬具	11		
工具、器具及び備品	543	<b>負債合計</b>	<b>24,686</b>
土地	1,338	<b>純資産の部</b>	
リース資産	71	<b>株主資本</b>	<b>44,039</b>
建設仮勘定	1,144	資本金	8,573
<b>無形固定資産</b>	<b>2,792</b>	資本剰余金	6,604
借地権	30	資本準備金	6,604
ソフトウェア	278	利益剰余金	31,935
ソフトウェア仮勘定	5	利益準備金	1,457
リース資産	2,461	その他利益剰余金	30,477
その他	16	配当引当金	4,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,259</b>	海外事業積立金	10,000
投資有価証券	10,124	圧縮記帳積立金	11
関係会社株	6,172	買換資産圧縮積立金	35
関係会社出資	2,379	別途積立金	5,500
繰延税金資産	1,760	繰越利益剰余金	10,930
前払年金費用	2,440	<b>自己株式</b>	<b>△3,074</b>
保険積立金	51	<b>評価・換算差額等</b>	<b>468</b>
その他の金	360	その他有価証券評価差額金	478
貸倒引当金	△30	繰延ヘッジ損益	△10
<b>資産合計</b>	<b>69,314</b>	<b>新株予約権</b>	<b>120</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>44,627</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>69,314</b>

# 損益計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,099
売上原価		37,243
売上総利益		8,855
販売費及び一般管理費		8,023
営業利益		832
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	992	
生命保険配当金	157	
為替差益	119	
助成金収入	189	
その他	121	1,596
営業外費用		
支払利息	100	
固定資産処分損	77	
その他	238	417
経常利益		2,012
特別利益		
固定資産売却益	422	
投資有価証券売却益	9	431
特別損失		
事業構造改革費用	659	
固定資産除却損	70	
減損	225	
投資有価証券売却損	64	
関係会社株式評価損	45	
関係会社貸倒引当金繰入額	162	1,228
税引前当期純利益		1,215
法人税、住民税及び事業税	146	
法人税等調整額	38	185
当期純利益		1,030

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社 リケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶	Ⓔ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社 リケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶	㊟

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社 リ ケ ン 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 広 井 秀 美 ㊟

常勤監査等委員 国 元 晃 ㊟

監 査 等 委 員 岩 村 修 二 ㊟

(注) 監査等委員広井秀美及び岩村修二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会 会場のご案内

※麻布十番駅と国際文化会館の間には急な坂があります。

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号 **国際文化会館 別館2階 講堂**



- 交通**
- 都営地下鉄大江戸線 麻布十番駅下車 (出口7) 徒歩5分
  - 東京メトロ南北線 麻布十番駅下車 (出口4) 徒歩8分
  - 東京メトロ日比谷線 六本木駅下車 (出口3) 徒歩10分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。